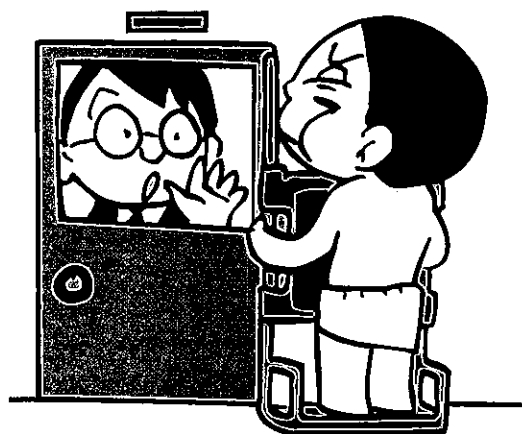


社会保険等被扶養者の特定健康診査

今年度から法律が変わり、社会保険などの被扶養者（40～74歳の人）が市町村や健診機関の特定健康診査を受けようとするときは、原則として医療保険者（保険証の発行者）から送られる「特定健診受診券」が必要になります。

●問い合わせ 市保健医療課予防医療係（☎53-2111内線265）



※特定健診会場には、「特定健診受診券」と「保険証」、「健診個人記録票」を持参してください。何も持たずに直接会場に行っても、当日の健診は受けられませんので注意してください。

医療保険者から送られる「特定健診受診券」と「保険証」を持って、市役所本庁または各支所の健診担当窓口で「健診個人記録票」を受け取ってください。ただし、特定健診受診券の発券が遅れている医療保険者もあるため、健診希望日の数日前になっても受診券が届かないときは、「保険証」のみを持参して手続きをしてください。

社会保険などの被扶養者が市の特定健診を受診したいときは…

地区	特定健診日程 ※土・日・祝日を除く	日数	ところ	問い合わせ
村上	6月4日(水)～6月20日(金) 7月1日(火)～7月4日(金) 7月31日(木)～8月1日(金)	19日間	村上体育館など 公共施設	市保健医療課予防医療係 (☎53-2111 内線265)
荒川	5月20日(火)～5月29日(木)	8日間	荒川地区公民館	荒川支所 地域福祉課保健衛生係 (☎62-3101 内線125)
神林	6月3日(火)～6月11日(水) 7月7日(月)～7月17日(木)	7日間 9日間	神林保健センター 地区小学校など	神林支所 地域福祉課保健衛生係 (☎66-6111 内線111)
朝日	5月26日(月)～6月2日(月) 10月1日(水)～10月10日(金)	6日間 8日間	朝日保健センター	朝日支所 地域福祉課保健衛生係 (直通☎72-6887)
山北	7月1日(火)～7月23日(水) 7月24日(木)～7月31日(木)	22日間		

※6月の神林地区（神林保健センター）と10月の朝日地区（朝日保健センター）で行われる健診はミニドックになります。特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、胸部レントゲン検診の4つの健診を同時に受診できる人が対象になりますので注意してください。

（ミニドックを希望する人は、5月15日(木)までに直接、神林支所または朝日支所の地域福祉課へ申し込んでください）

※県外の社会保険に加入している人は、村上市の健診を受診できるか会社に確認してからおいでください。